

「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー参画規約

「TEAM EXPO 2025」プログラム（以下「本プログラム」といいます。）とは、2025年大阪・関西万博（以下、「大阪・関西万博」といいます。）のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGsの達成に貢献するため、多様なセクターが主体となり、理想としたい未来社会を共に創り上げていくことを目指す取組みです。

「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー（第1条(2)に定義します。）は、「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー参画規約（以下「本規約」といいます。）に同意した上で、「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創チャレンジ（第1条(1)に定義します。）に取り組むものとします。

（用語の定義）

第1条 本規約では次の用語は、当該各号に定める意味で使用します。

(1) 「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創チャレンジ（以下「共創チャレンジ」といいます。）

大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するため、自らが主体となって未来に向けて行動を起こしている、または行動を起こそうとしている個人、法人または団体（法人の一部門が本プログラムに参加する場合は「団体」に含まれます。以下、本規約全体に共通します。）の活動

(2) 「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー（以下「共創メンバー」といいます。）

自らが有する人的・物的・財務的資源等を活用して、共創チャレンジに取り組む個人、法人または団体

(3) 登録情報

共創チャレンジ及び共創メンバーの登録に必要な情報

(4) 知的財産権

著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）

（運営）

第2条 本プログラムは、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「当協会」といいます。）が企画・管理・運営します。なお、当協会は、本プログラムの企画・管理・運営の一部を第三者に委託することがあります。

（登録情報の登録）

第3条 共創メンバーは、「TEAM EXPO 2025」プログラム公式ウェブサイト（以下「TE公式サイト」といいます。）を利用して登録情報を登録します。

2 個人として共創メンバーに登録する場合は、氏名、住所、連絡先、Eメールアドレスその他当協会が定める情報を登録します。

3 法人または団体として共創メンバーに登録する場合は、連絡担当者1名を定めた上で、連絡担当者の氏名、連絡先及びEメールアドレス、並びに、法人または団体の名称及び所在地その他当協会が定める情報を登録します。

4 当協会は、必要に応じて共創メンバーまたは連絡担当者から本人確認等の資料の提出を求めること

があります。

5 当協会は、共創メンバーが登録した登録情報を当協会が別途定める個人情報保護方針及び「TEAM EXPO 2025」プログラム公式ウェブサイト利用規約に従い管理するものとします。

(登録拒否)

第4条 当協会は、共創メンバーに登録を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を拒否しまたは抹消することがあります。

- (1) 過去に本規約違反等により、当協会から登録抹消されているとき
- (2) 登録情報の内容に正確ではない情報又は虚偽の情報が含まれているとき
- (3) 反社会的勢力（暴力団員、反社会的勢力、その他これに準じる者を含む。）などの構成員、または資金提供その他を通じて、反社会的勢力等の維持、運営または経営に関与するなど、反社会的勢力と関係があるとき
- (4) その他当協会が共創メンバーの登録に不相当であると合理的な理由に基づき判断するとき

(連絡・通知)

第5条 本規約の変更に関する通知その他当協会から共創メンバーに対する周知は、TE 公式サイトに掲示その他適切な方法で行い、当協会から共創メンバーに対する連絡または通知は、TE 公式サイトに登録されたEメールアドレスや連絡先宛てに通知する方法で行います。

2 当協会が TE 公式サイトに登録されたEメールアドレスや連絡先に通知を発したときに、共創メンバーは当該通知を受領したものとみなします。

3 共創メンバーからの本プログラムに関する問合せその他当協会に対する連絡または通知は、当協会の定めるEメールアドレスや連絡先宛てに通知する方法で行います。

当協会のEメールアドレス（TEAM EXPO 2025 事務局） te2025-info@expo2025.or.jp

(登録情報の変更)

第6条 共創メンバーが登録情報の変更をする場合は、TE サイトを利用して変更手続をする必要があります。

2 共創メンバーによる登録情報の変更がないために、当協会からの通知その他が遅延または不着となっても、当協会はその責任を負いません。

(守秘義務)

第7条 共創メンバーは、共創チャレンジを通じて当協会から提供され、または知り得た当協会の秘密情報について、登録期間中または登録期間終了後を問わず、第三者に開示または漏洩することが禁止されます。ただし、事前に当協会の書面による承諾を得たときは、この限りではありません。

2 共創メンバーが次の各号に掲げる情報であることを証明できるときは、前項の秘密情報に該当しません。

- (1) 開示を受けたときに、既に公知であったまたは一般に入手可能であった情報
- (2) 開示を受けたときに、既に共創メンバーが適法に知得していた情報

- (3) 守秘義務を負うことなく、共創メンバーが正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 開示を受けた後、相手方の責によることなく、公知となった情報
- (5) 開示を受けた後、当該開示を受けた情報に関係なく、共創メンバーが独自に取得し、または創出した情報

(自己責任の原則)

第8条 共創メンバーは、自己の責任において、自らが進める本プログラムに取り組むものとします。

2 当協会は、共創メンバーが本プログラムに取り組むことにより損害を被りまたは損失を負ったとしても一切の責任を負いません。

3 共創メンバーが他の共創メンバーとの間で相互の共創チャレンジに起因または関連してトラブルが生じた場合であっても、共創メンバー間で解決するものとし、当協会は一切関与しません。

4 共創メンバーが本プログラムの取組みに起因または関連して当協会または第三者に損害を与えた場合、または共創メンバーが本規約上の義務を履行しないことにより当協会または第三者に損害を与え場合には、共創メンバーは、当協会または第三者に損害を賠償しなければいけません。

(禁止事項)

第9条 共創メンバーは、本プログラムに取り組むに際し、次のいずれかに該当する行為またはそれらの恐れのある行為、もしくはそれらの行為に該当すると当協会が判断する行為を行ってははいけません。

- (1) 取組み内容が本プログラムの趣旨にそぐわない行為
- (2) 公序良俗に反する行為、その他法令に反する行為
- (3) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会に迷惑、不快感、不利益もしくは損害を与える行為
- (4) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会の著作権等の知的財産権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為
- (5) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会の名誉またはブランドイメージを傷つける行為
- (6) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会から提供を受けた物的・財務的資源等を本プログラムの取組み以外で使用する行為
- (7) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会から提供を受けた物的・財務的資源等を、他の登録者または他の登録者以外の第三者を介して、複製、販売、出版、頒布、公開並びにこれらに類似する行為
- (8) 他の共創メンバーの個人情報・企業情報を収集、蓄積または保存をする行為
- (9) 取組みが専ら商業目的(商品・サービスの販売促進を目的とするもの)または資金調達目的(活動の費用を賄うための資金の調達)とする行為

(保証の否認、免責事項)

第10条 当協会は、本プログラムが共創メンバーの特定の目的に適合すること、期待する機能・価値・正確性・有用性を有すること、共創メンバーによる本プログラムの取組みが共創メンバーに適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証しません。

(TEAM EXPO 2025 公式ウェブサイトでの情報発信)

第 11 条 共創メンバーは、別に規定する「TEAM EXPO 2025」プログラム公式ウェブサイト利用規約に従い、TE 公式サイトからの情報を発信することができます。

2 共創メンバーが TE 公式サイトから発信できる情報及び内容は、次の各号のとおりとします。

- (1) 共創チャレンジの取組み内容、活動の報告及び参画に関すること。
- (2) 本プログラムの趣旨を広く周知すること。
- (3) 本プログラム参画者同士の共創促進に寄与すること。
- (4) 大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現や SDG s 達成への貢献に寄与すること。
- (5) 大阪・関西万博の機運醸成と参加型万博の実現に寄与すること。

(ロゴマークの使用)

第 12 条 「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマーク (以下「本ロゴマーク」といいます) や当協会が制作したオリジナルのコンテンツに関する知的財産権は、当協会に帰属し、知的財産権に関する法令等により保護されます。

2 共創メンバーは、当協会が定める「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマーク使用に関する規約に従い、本ロゴマークを使用することができます。

(共創メンバーの取組みに関する協議)

第 13 条 当協会は、共創チャレンジの意義、実施に関し適宜共創メンバーに意見交換または協議をすることができます。

(共創メンバーからの登録抹消)

第 14 条 共創メンバーは、いつでも TE サイトを利用して共創メンバーの登録を抹消することができます。

2 共創メンバーが登録を抹消したときは、第 12 条のロゴマークの使用を含め本規約に定める権利を行使することはできません。

3 当協会は、共創メンバーが登録事項を抹消された場合においても、連絡の必要等から当協会の個人情報保護指針に基づき抹消後のデータを保管管理できるものとします。

(当協会による登録抹消事由)

第 15 条 当協会は、共創メンバーが次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告なく直ちに共創メンバーとしての登録を抹消することができます。

- (1) 過去 3 年以内に、国税及び地方税にかかる滞納処分を受けたとき
- (2) 法令違反等による行政処分を受けたとき
- (3) 第 4 条各号のいずれかに該当するとき

2 当協会は、共創メンバーが次の各号のいずれかに該当すると当協会が判断し、相当期間を定めて是正を勧告したにもかかわらず是正しない場合には、共創メンバーとしての登録を抹消することができます。

す。

- (1) 共創メンバーの構成または取組みの実施状況が登録内容と明らかに異なるとき
- (2) 共創メンバーによる共創チャレンジのPR及び情報発信がTE公式サイト等での表現として明らかに相応しくないとき
- (3) 本ロゴマークの使用方法が第12条の「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマーク使用に関する規約に違反するとき
- (4) 他のユーザーに成りすます行為など、「TEAM EXPO 2025」プログラム公式ウェブサイト利用規約に違反した目的または状況において使用されているとき
- (5) 共創メンバー及びその活動が本プログラムに明らかに相応しくないとき
- (6) 共創メンバーが本規約に定める条項に違反するとき

(本規約の変更)

第16条 当協会は、次に定める場合には、本規約を変更することができます。

- (1) 本規約の変更が共創メンバーの一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的であるとき。
- 2 当協会は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び効力発生日を明示し、効力発生日の相当期間前までに第5条に定める方法により共創メンバーに周知するものとします。
- 3 前項による本規約の変更不同意共創メンバーは、効力発生日まで当協会に対し書面で通知することにより変更後の本規約の適用を排除することができます。
- 4 本規約は、第2項に定める効力発生日から第2項で周知された内容に変更されるものとします。

(準拠法)

第17条 本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。

(裁判管轄)

第18条 共創メンバーと当協会との間で紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【付則】(制定・施行) 2020年10月9日

改正 2021年4月15日

改正 2021年8月25日

改正 2022年4月1日